

「日本基督教団小金井緑町教会」規則（1999年8月24日施行）

第1章 総 則

- 第1条 この教会は「日本基督教団小金井緑町教会」という。
- 第2条 この教会の所在地は東京都小金井市緑町四丁目16番33号とする。
- 第3条 この教会は日本基督教団に所属し、日本基督教団信仰告白を告白する。
- 第4条 この教会は日本基督教団の教憲、教規およびこの教会規則の定めるところに従い、かつ教憲、教規を逸脱しない範囲において長老改革派教会の伝統に則り、教会的機能および教務をおこなう。
- 第5条 この教会は宗教法人法による宗教法人を設立してこの教会の財産を管理する。
- 2 宗教法人に関する規則として、宗教法人「日本基督教団小金井緑町教会」規則（以下本規則において「法人規則」という。）を別に定める。

第2章 信 徒

- 第6条 この教会の信徒は、洗礼を受けてこの教会に入れられた者および転入会を承認された者をいう。
- 第7条 洗礼を受けることを志願する者は、受洗志願書を主任担任教師を通して長老会に提出するものとする。長老会が信仰の試問を行い、これを承認した上で、原則として礼拝において洗礼を行う。
- 第8条 この教会の信徒を父母とする幼児は、父母の申し出により、長老会が承認した上で、父母の信仰に基づいて幼児洗礼を行う。
- 2 この場合、本人が信仰を告白できるようになった時、信仰告白式を行う。
- 3 信仰告白式を行う場合の手続きは洗礼の場合に準じる。
- 第9条 聖餐には洗礼を受けた信徒があずかるものとする。
- 2 幼児洗礼を受けた者は、信仰告白式を終えるまでは聖餐にあずかることができない。
- 第10条 他の教会に所属する信徒で、この教会に転入会を志願する者は、所属教会の薦書を主任担任教師を通して長老会に提出するものとする。長老会が信仰の試問を行い、これを承認した時、この教会の信徒になる。
- 2 日本基督教団以外の教会に所属する信徒が転入会を志願する場合は、日本基督教団信仰告白を受け入れることを誓約しなければならない。
- 3 転入会を承認した時は、礼拝において転入会式を行う。
- 第11条 この教会の信徒で他の教会に転出を志願する者は、主任担任教師を通して長老会に申し出るものとする。長老会が承認した時は、その教会宛薦書を発行する。
- 2 転出先の教会から受入通知書を受け取った後に除籍する。
- 第12条 聖餐にあずかる資格のある信徒を陪餐会員、第9条の規定により聖餐にあずかる資格のない信徒を未陪餐会員とする。
- 2 陪餐会員のうち礼拝に出席し、献金その他教会員としての責任を負う信徒を現住陪餐会員、それ以外の陪餐会員を不在会員とする。
- 3 現住陪餐会員の認定は長老会が行うものとし、その判断基準は次の各号を満たすことを原則とし、牧会的配慮を加えることができるものとする。
- ①直近1年間における2回以上の礼拝出席

②月定献金滞納1年以内

4 3年以上礼拝に出席せず、教会員としての責任を負わない者は、長老会の議を経て、別帳に移すことができる。ただし、別帳に移された後であっても、教会との関係が回復した場合は、長老会の議を経て、現住陪餐会員に復帰させることができる。

5 別帳に移された後、相当の期間たつてなお教会との関係が回復されない者は、長老会の議を経て、除籍することができる。

第13条 他の教会に所属する信徒で、この教会の礼拝に出席し、献金その他の責任を負う者は、長老会の議を経て、客員とすることができる。

第3章 担任教師

第14条 この教会の担任教師は日本基督教団の教師のうちから教会が招聘する。

2 担任教師を招聘しようとする時は、日本基督教団の教規の定めるところに従って、教会総会の議決を経て申請し、教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得なければならない。

第15条 担任教師が正教師である時は牧師、補教師である時は伝道師という。

2 担任教師が2名以上ある時は、そのうち1名を主任者に定める。

第16条 牧師または伝道師が就任した時、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。

第17条 担任教師が辞任しようとする時は、教会総会の議決を経て、教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得なければならない。

第18条 教会が担任教師を解任する必要を生じた時は、教会総会の議決を経て、教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得なければならない。

2 その場合の議決は教会総会の出席議員3分の2以上の同意によらなければならない。

3 その場合の教会総会の議長は教区総会議長またはその指名する教師があたるものとする。

第19条 担任教師には謝儀を呈する。その金額は教会総会の議決によって定める。

第20条 主任担任教師が死亡した時、あるいは病気そのほかの事由で3ヶ月以上職務をおこなうことができない時は、代務者を定めなければならない。

2 代務者を定めようとする時は、長老会の議決及び法人規則の定めるところにより、教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得なければならない。

第4章 教会総会

第21条 この教会は教会総会を最高の政治機関とする。

第22条 教会総会は、教会担任教師、現住陪餐会員である信徒（以下「議員」という。）をもって組織する。

第23条 教会総会は、毎年2回3月と5月に主任担任教師が招集する。ただし、主任担任教師が必要があると認める時は臨時に招集することができる。

2 教区総会議長が必要と認められた時、または長老3分の2以上の要求があった時は主任担任教師は速やかに臨時教会総会を招集しなければならない。

第24条 教会総会の招集は、教会の週報に2回続けて掲載し、および教会の掲示板に10日間掲示して公告しなければならず、またこれをもって足りることとする。

- 2 臨時教会総会の招集は、議題を明記して公告しなければならない。公告に記した事項以外は、議決することができない。
- 第 25 条 教会総会は現住陪餐会員の 5 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した議員は、出席とみなす。
- 第 26 条 教会総会に議長および書記各々 1 名をおく。
- 2 議長は第 18 条第 3 項の場合のほかは、主任担任教師またはその代務者をもってあてる。ただし、主任担任教師またはその代務者がともに事故ある時は、担任教師または長老の中から選挙することができる。
- 3 第 18 条第 3 項の場合以外であって、議長が趣旨説明する議題および議長の個人的利害に係る議題については、書記が議長を代行する。
- 4 書記は長老の中から議長が指名する。
- 第 27 条 教会総会において処理すべき事項は次の通りである。
- (1) 前年度の教勢および事務報告ならびに当該年度の事業計画に関する事項
 - (2) 歳入歳出予算および決算に関する事項
 - (3) 教会規則の変更に関する事項
 - (4) 牧師、伝道師の異動に関する事項
 - (5) 長老の選挙に関する事項
 - (6) 教会財産の管理その他の財務に関する事項
 - (7) 教区総会議員の選挙に関する事項
 - (8) その他法人規則に定める事項を含め、教会における重要な事項
- 第 28 条 議事は、別段の定めがなければ、出席議員の過半数をもって議決する。
- 第 29 条 議長は、長老会の推薦に基づき、この教会に関係する日本基督教団の教師および客員に教会総会への陪席を求めることができる。

第 5 章 長 老 会

- 第 30 条 この教会に長老 6 名をおく。
- 2 長老は担任教師を補佐し、教会の教務に仕えるものとする。
- 第 31 条 長老は教会総会においてこの教会の現住陪餐会員である信徒の中から選挙する。ただし、被選挙人は次の各号のすべてを満たす者でなければならない。
- (1) 年令が満 20 歳以上であること
 - (2) 禁治産者または準禁治産者でないこと
 - (3) 信仰以外の理由で禁固以上の刑に処せられた者については刑の執行を終わりまたはその執行を受けないことになった後 2 年以上を経た者であること
 - (4) 破産者であった者については、復権を得ている者であること
- 2 長老の任期は 2 年とする。ただし重任をさまたげない。
- 3 長老の選出方法等は別に定める。
- 第 32 条 主任担任教師またはその代務者そのほかの担任教師および長老は長老会を組織する。
- 第 33 条 長老会は主任担任教師またはその代務者が招集する。
- 2 長老会は毎月 1 回招集しなければならない。ただし主任担任教師が必要と認めた時、または長老 3 分の 2 以上の要求があった時は臨時に招集することができる。

第 34 条 長老会の議長は、主任担任教師またはその代務者をもってあてる。ただし主任担任教師またはその代務者がともに事故あるときは、他の担任教師または長老の中から選挙する。

2 長老会の書記は長老の中から選挙する。

第 35 条 長老会は構成員 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第 36 条 長老会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 37 条 長老会の処理すべき事項は次の通りである。ただし、法人規則に定めのある事項については法人規則の定めに従うものとする。

(1) 礼拝および聖礼典の執行に関する事項

(2) 伝道および牧会に関する事項

(3) 教会記録に関する事項

(4) 金銭出納に関する事項

(5) 信徒の入会、転入および転出に関する事項

(6) 信徒の戒規に関する事項

(7) 教会総会に提出すべき歳入歳出予算および決算その他の議案に関する事項

(8) 牧師および伝道師に関する事項

(9) 教会財産の管理その他の財務に関する事項

(10) その他教会における重要な事項

第 6 章 財 務

第 38 条 教師の謝儀および教団、教区への負担金、その他教会に必要な経費は信徒の献金、寄付金および教会財産から生じる果実、その他の収入によって支弁するものとする。

第 39 条 教会の財務を担当するために、長老の中から会計 2 名以上を長老会において選挙する。

第 40 条 長老会は毎年度歳入歳出予算および決算を作成し、教会総会に付議するものとする。

2 予算は経常収支および臨時収支の二部に区分し、各々これらを科目に区分して、歳入の性質および歳出の目的を明示しなければならない。

3 特別の必要のあるときは、教会総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

4 決算は予算と同一の区分により作成するものとする。

第 41 条 この教会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 補 則

第 42 条 信徒の戒規に関しては教団教規および戒規施行細則の規定による。

第 43 条 この教会規則および法人規則に定めないことは、教団の教憲、教規ならびに諸規則によるものとする。

第 44 条 この教会規則は、教会総会において出席議員 3 分の 2 以上の同意を得、教区総会議長の承認を受けなければ変更することができない。